

【問 1】: 正 (○) 誤 (×) を判断し、誤りなら理由を簡単に記載し、併せて内容や授業等の感想を記載

- 1 【○】 著作権は出願や登録をしなくても完成した時点で権利が自動的に発生する。  
【第十七条】 著作権は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作権人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。 2 著作権人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。
- 2 【○】 特許権を取ることができる発明であれば、実用新案で権利を取ることでも可能であるが、両方を取ることにはできない。  
クロスサーチが行われる。
- 3 【○】 図形商標を商標登録できて権利が取れた場合には、その図形は著作権でも保護されることがある。  
(定義等) 【第二条】 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。
- 4 【○】 新しいデザインの椅子を創作した場合、特許出願と同時に意匠出願をすれば、両方の権利が取れることがあるが、著作権は取れない。  
意匠と特許とは先後願は審査されない。著作権から工業デザインは除かれる。
- 5 【○】 不正競争防止法を管轄する官庁は、経済産業省である。  
産業に係る事項は、多くの場合経済産業省が管轄している。
- 6 【×】 著作権は、個人で取ることはできない。  
【解説】 原則個人である。
- 7 【×】 食品偽装があつて、この偽装品を購入して損害が発生した個人は、偽装した会社を不正競争防止法違反で訴えることができる。  
【解説】 不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を確保することを目的としており、個人は対象とならない。必要なら、民法の規定による損害賠償請求が可能
- 8 【×】 著作権も特許権と同様、我が国の産業の発展に寄与することを目的に制度が設けられた。  
【解説】 著作権制度は、文化の発展を目的とする。
- 9 【○】 音楽といえない、短い簡単な音でも知的財産権を得て、その権利を独占できる場合がある。  
【解説】 音は、他との識別力があれば商標権として登録される。
- 10 【×】 イチゴの育成に力を注ぎ、掛合わせにより新種のイチゴを栽培できるようにした場合、種苗法により育成者権が発生するためには、特許庁の審査を経なければならない。  
【解説】 特許庁でなく、種苗法を管轄している農林水産省の審査が必要である。

【コメント】 知的財産法には多くの種類の法律がありますが、なぜこのように多くの法律があるのでしょうか。

【解説】 国民の権利を保護するにはどうするか、という観点から、既存の法律ではカバーしきれず新しい法律を作ることとなったのです。

この法律には「・・・してよい」という、特許法のように独占してよい、というものと「・・・してはいけない」という、不正競争防止法のように不正な手段で競争してはいけない、というものがあります。